

平成31年

目黒区教育委員会

第15回定例会会議録

(平成31年4月16日開催)

第15回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成31年4月16日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	後藤 幸子
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	櫻井 道雄
	教育委員会委員	笹尾 敦夫

出席職員	教育次長	秋丸 俊彦
	教育政策課長（学校統合推進課長兼務）	
		山野井 司
	学校ICT課長	今村 茂範
	学校運営課長	濱下 正樹
	学校施設計画課長	鹿戸 健太
	教育指導課長	竹花 仁志
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	片山 順也
	生涯学習課長	千葉 富美子
	八雲中央図書館長	増田 武

書記		小野塚 幸隆
		森 高 健二郎

(議事日程)

日程第 1	報告事項	令和 2 年度使用目黒区立小・中学校教科用図書の採択について
日程第 2	報告事項	春季休業明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について
日程第 3	報告事項	教職員の服務事故について
日程第 4	報告事項	区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の平成 30 年度実施状況及び平成 31 年度実施予定について

資料配布

- ・学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果について（追加分）
- ・中学校用副読本「Be Together－一人ひとりの笑顔を大切に－」（旧「やさしさとの出会い」改訂版）の配布と活用について

(午前9時30分開会)

○教育長 平成31年第15回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の欠席委員、欠席職員はおりません。署名委員は、笹尾委員
です。

ただいま、傍聴の申請がありましたのでお諮りします。傍聴を
許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員同意)

○教育長 それでは、傍聴を許可することといたします。
なお、以後の傍聴の申請はその都度許可することとし、委員の
皆さんにはお伝えすることはいたしません。

(日程第1 令和2年度使用目黒区立小・中学校教科用図書の採択について
(報告事項))

○説明員 (資料により説明)

○教育長 この件についてご質問等はございますか。
次週、小学校と中学校のそれぞれのスケジュール表をお出しす
る予定ですので、その点も含めて、ご質疑があればお願いいたし
ます。

○教育長 各委員に教科書が届くのはいつごろですか。

○説明員 10連休が明けてからを予定しております。

○委員 別紙3に教育委員会への参考資料報告という記載があるのです
が、調査研究委員会報告書を委員が確認できる時期が分かれば、
教えていただけますか。

○説明員 6月末に報告がそろそろ予定ですので、そろいましたらご連絡を
させていただきたいと思います。

○教育長 その他ご質問等ございますか。

特にないようですのでこの報告を受けました。

次に日程第2を議題とします。

(日程第2 春季休業明けの幼児・児童・生徒の欠席状況について(報告事
項))

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はございませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第3を議題とします。

(日程第3 教職員の服務事故について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はございませんか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第4を議題とします。

(日程第4 区立学校等の合理的配慮に関する法律相談の平成30年度実施状況及び平成31年度実施予定について(報告事項))

○説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等はございませんか。
○委員 別表を見ると、おおむね予定された回数と同数の相談が入っていますが、現状は、予定された相談回数で量的に足りているのでしょうか。

○説明員 予定している年間18回の相談で足りていますが、緊急に相談をしたいというようなご要望が学校からあった場合には、この資料の日程以外で日程を調整して、別に相談を受けていただいております。

○委員 そのような緊急の場合は、初動の対応がいつでも大事です。担当者は、この制度を十分に活用し、迅速に対応していただくことが必要だと思いますので、よろしくお願いします。

○説明員 ただいまご助言いただきましたとおり、実施してまいります。

○委員 この制度は、今年度で4年目となりますが、この間、合理的配慮に関する法律相談の年間件数は増えているのでしょうか。

また、せっかく専門家の助言を得る機会があるわけですから、もっと活用していただきたいと思います。これは要望です。

○説明員 平成28年度は3カ月間のみの実施だったものですから、平成29年度と平成30年度の比較で申し上げますと、平成29年度は、合理的配慮に直接はかかわらない案件も取り扱い、24件でした。一方で、平成30年度は、原則合理的配慮に関する相談の

み取り扱い、１８件でした。

○委員 合理的配慮に直接かわらないけれども相談を受けていたのが平成２９年度ということですが、平成３０年度は、教育委員会事務局などが相談内容を精査したため、件数が少なくなったのでしょうか。直接かわらなくても、せっかく弁護士の先生がいらっしゃるので、相談されるのもよいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○説明員 別表の１２回目の事例がございますが、このような事例は、学校側から、合理的配慮に直接かわらないけれどもご相談があったものでございまして、事務局としては、昨年度と同様に相談内容に制限をかけることなく、全ての相談を受け入れております。

○委員 この資料やこの資料に記載されている法律相談についての情報公開請求が行われた場合、それぞれの内容をどこまで公開するのか教えていただけますでしょうか。

○説明員 まず、この資料については、個人情報が入っていないため、情報公開請求があれば公開すべきものとなっています。

また、法律相談の具体的な内容については、全て個人情報や区政執行情報ですので、情報公開請求による公開はいたしません。

○委員 非常に簡潔に書かれているため、内容をもう少し詳しく記述していただきたいのですが、守秘義務の観点からこの辺りが限界なののでしょうか。もう少し文字数を増やして、説明を加えることができるのか教えていただけますか。

○説明員 委員からのご指摘は、このような資料をまとめるときに必要な視点だと事務局でも思っておりまして、何度も書き直しをしたものがこの資料でございます。しかし、これでよしとするのではなく、今後とも、守秘義務へ配慮しつつ、より詳細な記載ができるよう努めてまいります。

○教育長 資料の中に「継続相談中」という記載があるのですが、それが書かれていない法律相談は、「継続相談中」ではないという理解でよろしいでしょうか。

○説明員 ご指摘のとおり、「継続相談中」という記載がないところは、相談を終了しているものでございます。

○教育長 「継続相談中」の法律相談は、今後どのように相談を進めていくのでしょうか。

○説明員 必要に応じて相談することとなります。

○委員 合理的配慮に関して法律相談すべきか否かの判断が難しいため、

相談が多数行われており、今後も行われると考えます。Q & Aなどの方法によりその判断に関する情報の周知を図るのはいかがでしょうか。

○説明員 弁護士の先生からいただいた助言や指導の内容には、活用できるものがたくさんありますので、委員にご指摘いただいた点をQ & A等により校長先生に周知していきたいと考えます。

○教育長 その他ご質問等ございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。

資料配布

- ・ 学校給食使用前食材等の放射性物質検査の結果（追加分）
- ・ 中学校用副読本「Be Together—一人ひとりの笑顔を大切に—」

○教育長 以上で本日の定例会を閉会します。

（午前 10時07分閉会）